

# 国民健康保険のお知らせ

●●●問い合わせ●●●  
国民健康保険グループ  
(☎85 1 7 7 1)

## ■新しい『国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）』（緑色）を送付します

『国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）』の有効期限は、7月31日(金)です。

8月1日(土)以降の国民健康保険被保険者証は、7月中旬に世帯ごとに簡易書留で郵送しますので、配達時に不在の場合は、再配達の手続きをして、必ず受け取ってください。



## ■『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は7月31日(金)です

入院や高額な外来診療を受けたとき、『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関の窓口に表示することで、支払う自己負担額を限度額に抑えることができます。

8月1日(土)以降に限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

### ▶対象（国民健康保険に加入している方）

- ・70歳未満の方
- ・70歳から74歳までで、住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）・Ⅱ（課税所得380万円以上）の方

### ▶手続きに必要なもの

被保険者証、マイナンバー（個人番号）の分かる書類、印鑑（朱肉を使うもの）、委任状（別世帯の方が申請を行う場合のみ）

※限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、手続きを行った月の1日から有効となります。

※7月1日(水)から事前申請を受け付けています（交付は8月1日(土)以降です）。

※平成31年（令和元年）分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えをご持参ください。

※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。



## 還付金に関する『詐欺』や『個人情報の詐取』などにご注意ください

自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合、国民健康保険グループからは、原則郵送でお知らせします。還付金に関する不審な電話には、十分ご注意ください。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

▶問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）  
年金・長寿医療グループ（☎85 2 1 3 7）

## ●新しい『被保険者証』と『減額認定証』・『限度証』を7月に郵送します

現在お持ちの『被保険者証』と『減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）』・『限度証（限度額適用認定証）』の有効期限は7月31日(金)です。

7月中に新しい被保険者証と減額認定証・限度証を簡易書留で郵送しますので、配達時に不在の場合は、再配達の手続きをして、必ず受け取ってください。

新しい被保険者証は水色です

新しい減額認定証・限度証は黄色です

